（その 1）

平成 26 年分

（　　開催分）

（ふりがな）　こうゆうかい

1 政治団体の名称　康　友　会

2 主たる事務所の所在地（アパート・マンション名）　唐津市呉服町 1790

3 代表者の氏名　（姓）古川　（名）康

4 会計責任者の氏名　（姓）武冨　（名）公二

事務所担当者の氏名　（姓）木庭　（名）千夏

（電話）0952-29-7635

27.2.18

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第 18 条の 2 第 1 項規定による政治団体
☐ 政党の支部	
☐ 政治資金団体	☑ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ 2 以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	
☑ 無	
公職の種類（現職・候補者の別）	
資金管理団体の届出をした者の氏名	（姓）　（名）

国会議員関係政治団体の区分	
☑ 政治資金規正法台 19 条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体	
☐ 政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項第 2 号に係る国会議員関係政治団体	
公職候補者の氏名	（姓）古川　（名）康
公職の種類	衆議院議員
（現職・候補者の別）	現職

資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成 26 年 11 月 28 日から
平成 26 年 12 月 31 日まで

(その2)

収　支　の　状　況

1　収支の総括表

	十億				百万				千			円
収入総額					2	2	1	7	2	2	3	5
(前年からの繰越額)						4	1	5	3	1	4	6
(本年の収入額)					1	8	0	1	9	0	8	9
支出総額					1	9	0	1	8	3	9	3
翌年への繰越額						3	1	5	3	8	4	2

2　収入項目別金額の内訳

	十億				百万				千			円
(1)　個人の負担する党費又は会費												
会費						3	5	9	0	0	0	0
員数										2	7	2

(2)　寄附													
ア　寄附（イを除く。）の区分	金額												備考
			十億			百万			千			円	
(ア)個人からの寄附					1	4	4	2	8	8	8	8	
(うち特定寄附)												0	
(イ)　法人その他の団体からの寄附												0	
(ウ)　政治団体からの寄附												0	
小計　(ア)＋(イ)＋(ウ)					1	4	4	2	8	8	8	8	
[寄附のうちあっせんによるもの]												0	
イ　政党匿名寄附												0	
合計　(ア)＋(イ)					1	4	4	2	8	8	8	8	

(その 6)

(6) その他の収入

摘要	金額												備考
			十億			百万			千			円	
この頁の小計												0	
1件10万円未満のもの										2	0	1	
合計										2	0	1	

備考 1. 1件当りの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、10万円以上のものについて、その基因となった事実並びにその金額及び年月日を記載し、1件当りの金額が10万円未満のものについては一括してその合計金額を記載すること。

2. 「摘要」欄には、その基因となった事実を具体的に記載すること。

3. 「備考」欄には、年月日を記載すること。

(その7)

(7) 寄付の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金　額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　考
越智　哲生	918,888	平成26年01月07日	中華人民共和国香港特別行政区金鐘道	会社役員	
原　隆司	10,000	平成26年01月09日	武雄市武雄町昭和326	会社役員	
本永　幸秀	50,000	平成26年01月24日	武雄市武雄町昭和335	会社役員	
葛西　喜三郎	100,000	平成26年02月03日	神奈川県横浜市戸塚区汲沢町1290番地	会社役員	
葛西　恵美子	50,000	平成26年02月03日	神奈川県横浜市戸塚区汲沢町1290番地	会社役員	
葛西　延美	50,000	平成26年02月03日	神奈川県横浜市戸塚区汲沢町1290番地	会社役員	
福島　利定	50,000	平成26年02月28日	佐賀市東与賀町田中866－2	会社役員	
堂山　寛	10,000	平成26年02月28日	佐賀市鍋島2丁目7番9号	会社役員	
永池　公一	50,000	平成26年02月28日	佐賀市高木瀬西2丁目11番7号	会社役員	
西村　仁一	50,000	平成26年02月28日	小城市牛津町牛津584－8	会社役員	
西山　泰雄	50,000	平成26年02月28日	西松浦郡有田町大木甲167－2	会社役員	
平松　克輝	50,000	平成26年02月28日	小城市小城町松尾3627	医師	
寺尾　隆治	50,000	平成26年02月28日	嬉野市塩田町馬場下甲50番地3	歯科医師	
福岡　福麿	50,000	平成26年02月28日	佐賀市鬼丸町10番48号	会社役員	
北島　恭一	10,000	平成26年02月28日	佐賀市西魚町85	会社役員	

この頁の小計	1,548,888
その他の寄附	
合　計	

備考　1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が年間5万円を超えるものについては、その寄附した者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別葉とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合は、「寄附者の氏名」欄に「特甲野太というように記載すること。

4. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記(1)により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄付の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金　額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
深町　健次郎	10,000	平成26年02月28日	佐賀市水ヶ江5丁目1番15号	会社役員	
鶴丸　岩男	200,000	平成26年02月28日	佐賀市大和町久池井1041の8	団体役員	
田中　進	50,000	平成26年02月28日	佐賀市高木瀬町長瀬1371番地3	会社役員	
藤川　謙二	50,000	平成26年02月28日	佐賀市松原1丁目2-6	医師	
指山　弘養	50,000	平成26年02月28日	佐賀市西田代1-1-14	団体役員	
田中丸　善亮	50,000	平成26年02月28日	佐賀市兵庫町藤木1201-29	会社役員	
沖田　信光	50,000	平成26年02月28日	佐賀市若宮2丁目16－20	医師	
内田　健	50,000	平成26年02月28日	佐賀市水ケ江2丁目6番16号	会社役員	
上村　春甫	50,000	平成26年02月28日	佐賀市八幡小路6－8－702	医師	
井田　出海	50,000	平成26年02月28日	佐賀市伊勢町14－22	会社役員	
池田　秀夫	50,000	平成26年02月28日	佐賀市嘉瀬町扇町2383	医師	
島内　正彦	20,000	平成26年02月28日	小城市牛津町牛津727－5	団体役員	
平　龍三郎	50,000	平成26年02月28日	佐賀市神野東1丁目2－25	会社役員	
溝上　泰弘	50,000	平成26年02月28日	佐賀市水ケ江3-6-10	会社役員	
森内　茂	50,000	平成26年02月28日	小城市三日月町金田813	会社役員	

この頁の小計	830,000
その他の寄附	
合　計	

備考　1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が年間5万円を超えるものについては、その寄附した者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別葉とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合は、「寄附者の氏名」欄に「特甲野太というように記載すること。

4. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記(1)により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄付の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
横尾　大輔	50,000	平成26年02月28日	佐賀市神野東2丁目1－25－1201	医師	
吉野　恭祐	50,000	平成26年02月28日	佐賀市日の出1丁目13－30	会社役員	
本島　直幸	30,000	平成26年02月28日	佐賀市巨勢町修理田1201番地	会社役員	
久米　康夫	30,000	平成26年04月02日	佐賀市本庄町袋25－1	無職	
井上　克己	500,000	平成26年04月07日	唐津市鏡4304-1	医師	
神山　秀美	50,000	平成26年04月23日	長崎県佐世保市上本山町1056-4	会社役員	
北村　誠	30,000	平成26年04月23日	長崎県北松浦郡佐々町木場免417	会社役員	
石丸　新	10,000	平成26年04月30日	佐賀市水ケ江3丁目7番13-10号	会社役員	
沖田　信光	500,000	平成26年05月29日	佐賀市若宮2丁目16－20	医師	
黒木　祐一郎	100,000	平成26年06月06日	伊万里市松島町266-1	会社役員	
井田　出海	500,000	平成26年07月01日	佐賀市伊勢町14－22	会社役員	
溝上　泰弘	500,000	平成26年07月07日	佐賀市水ケ江3-6-10	会社役員	
飯盛　康登	100,000	平成26年08月04日	多久市北多久町小侍45	団体役員	
橋村　啻嗣	200,000	平成26年09月29日	東京都文京区本駒込6-13-13-902	会社役員	
溝上　泰弘	500,000	平成26年10月01日	佐賀市水ケ江3-6-10	会社役員	

この頁の小計	3,150,000
その他の寄附	
合　計	

備考　1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が年間5万円を超えるものについては、その寄附した者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別葉とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合は、「寄附者の氏名」欄に「特甲野太というように記載すること。

4. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記(1)により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄付の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
溝上　泰興	500,000	平成26年10月01日	佐賀市水ケ江3-10-2	会社役員	
井田　出海	500,000	平成26年10月01日	佐賀市伊勢町14－22	会社役員	
井田　建	500,000	平成26年10月02日	佐賀市伊勢町14-22	会社役員	
陣内　一博	20,000	平成26年10月03日	佐賀市水ケ江5-9-16	団体役員	
飯盛　康登	30,000	平成26年10月03日	多久市北多久町小侍45	団体役員	
飯盛　康登	100,000	平成26年10月03日	多久市北多久町小侍45	団体役員	
陣内　一博	100,000	平成26年10月03日	佐賀市水ケ江5-9-16	団体役員	
坂井　新一郎	200,000	平成26年10月08日	唐津市新興町79-603	会社役員	
内田　健	1,000,000	平成26年10月15日	佐賀市水ケ江2丁目6番16号	会社役員	
平松　克輝	1,000,000	平成26年10月20日	小城市小城町松尾3627	医師	
大島　千尚	100,000	平成26年10月21日	神埼郡吉野ヶ里町吉田2469-1	会社役員	
永渕　隆昭	100,000	平成26年10月21日	神埼市神埼町本堀2923-12	会社役員	
本田　茂樹	50,000	平成26年10月27日	佐賀市兵庫南2丁目18-13	会社役員	
織田　圭司郎	50,000	平成26年10月27日	鹿島市高津原622	会社役員	
大間　賢一	50,000	平成26年10月27日	鹿島市高津原391	会社役員	

この頁の小計	4,300,000
その他の寄附	
合　計	

備考　1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が年間5万円を超えるものについては、その寄附した者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別葉とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合は、「寄附者の氏名」欄に「特甲野太というように記載すること。

4. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記(1)により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄付の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
井上　猛雄	50,000	平成26年10月27日	唐津市東町73-2-601	会社役員	
久保　正敏	50,000	平成26年10月27日	佐賀市八戸1丁目3-20	会社役員	
北　雄一朗	50,000	平成26年10月27日	嬉野市塩田町馬場下甲1845	会社役員	
佛坂　浩	50,000	平成26年10月27日	武雄市山内町三間坂13037-2	会社役員	
髙祖　順一	50,000	平成26年10月27日	佐賀市諸富町山領452-8	会社役員	
松雪　幹一	50,000	平成26年10月27日	鳥栖市酒井東町1099-1	会社役員	
吉富　直助	50,000	平成26年10月27日	伊万里市伊万里町甲259-3	会社役員	
野村　忠之	50,000	平成26年10月27日	嬉野市嬉野町下宿乙1467	会社役員	
畑瀬　信芳	50,000	平成26年10月29日	佐賀県佐賀市紺屋町1-1	公務員	
緒方　文江	10,000	平成26年11月05日	杵島郡白石町福吉2148	医師	
楢原　ユクヨ	50,000	平成26年11月12日	愛知県名古屋市南区寺崎町1-8	無職	
上村　春甫	10,000	平成26年11月13日	佐賀市八幡小路6－8－702	医師	
橘村　隆	1,000,000	平成26年11月14日	唐津市高砂町1702-4	歯科医師	
吉田　朗	30,000	平成26年11月15日	岡山県岡山市北区学南町1-18-3	公務員	
馬場　忠彦	1,000,000	平成26年11月21日	鳥栖市幸津町1550-2	会社役員	

この頁の小計	2,550,000
その他の寄附	
合　計	

備考　1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が年間5万円を超えるものについては、その寄附した者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別葉とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合は、「寄附者の氏名」欄に「特甲野太というように記載すること。

4. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記(1)により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄付の内訳			寄附者の区分	個　人		
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)		職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
西山　幹雄	1,000,000	平成26年11月21日	鳥栖市宿町1137-13		会社役員	
中冨　博隆	1,000,000	平成26年11月21日	鳥栖市田代大官町360-1		会社役員	
鶴丸　岩男	50,000	平成26年11月23日	佐賀市大和町久池井1041の8		団体役員	

この頁の小計	2,050,000
その他の寄附	
合　計	14,428,888

備考　1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が年間5万円を超えるものについては、その寄附した者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別葉とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合は、「寄附者の氏名」欄に「特甲野太というように記載すること。

4. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記(1)により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その 13)

3　支出項目別金額の内訳

(1)　支出の総括表

項目	金額												備考
			十億			百万			千			円	
1　経常経費													
(1)　人件費												0	
(2)　光熱水費												0	
(3)　備品・消耗品費												0	
(4)　事務所費												0	
小計												0	
2　政治活動費													
(1)　組織活動費								2	3	2	2	2	
(2)　選挙関係費												0	
(3)　機関紙誌の発行その他の事業費													
ア　機関紙誌の発行事業費												0	
イ　宣伝事業費												0	
ウ　政治資金パーティ開催事業費												0	
エ　その他の事業費												0	
(4)　調査研究費												0	
(5)　寄附・交付金					1	8	9	9	5	1	7	1	
(6)　その他の経費												0	
小計					1	9	0	1	8	3	9	3	
合計					1	9	0	1	8	3	9	3	

備考　当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、支出の項目ごとにその額を「備考」欄に記載すること。

（その 15）

(2) 政治活動費の内訳														項目区分別　組織活動費　（組織対策費）			
支出の目的	金額													年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
			十億			百万			千			円					
この頁の小計													0				
その他の支出								2	3	2	2	2					
合　　計								2	3	2	2	2					

備考　1. 1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた機関に行った支出にあたっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあたっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その 13）(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、（　）の中の支出の目的を「会場借上げ費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあたっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されなかった期間に行った支出にあたっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

（その 15）

(2) 政治活動費の内訳													項目区分別　寄　附・交　付　金　（寄　附）			
支出の目的	金額												年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
			十億			百万			千			円				
寄　附						1	0	0	0	0	0	0	26.1.24	古川　康後援会	佐賀市中の小路 4-30-201	
〃						1	9	0	0	0	0	0	26.1.28	古川　康後援会	佐賀市中の小路 4-30-201	
〃						2	4	0	0	0	0	0	26.3.25	古川　康後援会	佐賀市中の小路 4-30-201	
〃								1	8	1	0	0	26.4.2	活気ある佐賀県をつくる会	佐賀市中の小路 4-30-201	
〃						1	3	0	0	0	0	0	26.5.23	古川　康後援会	佐賀市中の小路 4-30-201	
〃						1	6	0	0	0	0	0	26.6.25	古川　康後援会	佐賀市中の小路 4-30-201	
〃						1	7	0	0	0	0	0	26.8.20	古川　康後援会	佐賀市中の小路 4-30-201	
〃								5	1	3	2	1	26.8.20	活気ある佐賀県をつくる会	佐賀市中の小路 4-30-201	
〃								2	5	7	5	0	26.10.16	活気ある佐賀県をつくる会	佐賀市中の小路 4-30-201	
〃						4	0	0	0	0	0	0	26.10.24	古川　康後援会	佐賀市中の小路 4-30-201	
〃						5	0	0	0	0	0	0	26.11.26	古川　康後援会	佐賀市中の小路 4-30-201	
この頁の小計					1	8	9	9	5	1	7	1				
その他の支出												0				
合　計					1	8.	9	9	5	1	7	1				

備考　1.1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた機関に行った支出にあたっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあたっては5万円以上の支出について記載すること。

2.「項目別区分」欄には、様式（その 13）(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3.「支出の目的」欄には、（　）の中の支出の目的を「会場借上げ費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4.「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあたっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されなかった期間に行った支出にあたっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える資産	□	☑	
オ　預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☑	□	

(その 18)

2　資産等の項目別内訳

資　産　等　の　内　訳														項目別区分　借　入　金	
摘　　要	金　　額													年　月　日	備　　考
			十億			百万			千			円			
古川　康						2	0	0	0	0	0	0			

(その 20)

宣　　誓　　書

添付書類(別添のとおり)

① 領収書等の写し

2 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。)

③ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 27 年 2 月 ~~12~~ 16 日

政治団体の名称　康　友　会

会計責任者の氏名　武　冨　公　二　㊞

代表者の氏名　古川　康　㊞

(備考)

1 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

2 解散の場合のみ「代表者の氏名」欄も、記入押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。

政治資金監査報告書

平成27年2月14日

康友会
代表 古川 康 殿

登録政治資金監査人 白川秀樹
登録番号 第 4818 号
研修修了年月日 平成27年2月2日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、康友会の平成26年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、康友会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3項に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

康友会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以 上